

# 企業年金・個人年金と金融経済教育との 連携強化

～フィナンシャル・ウェルビーイングの実現を求めて～

MUFG資産形成研究所

主任研究員 菅谷 和宏

2026年6月25日

『年金と経済 2025.4, VOL.44 NO.1』(公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構  
発刊)掲載分より転載

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



政府は、2022年11月28日「資産所得倍増プラン」第5の柱として「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」を国家戦略として位置付け、2024年4月に「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」が設立され、官民一体となった金融経済教育の推進体制が構築された。

平均寿命が延伸し、高齢期の生活期間が長期化する中、高齢期の生活の質(QOL)を維持し、豊かな老後生活「ウェルビーイング(Well-being)」のための経済基盤の確保が必要とされている。金融リテラシーが高い人ほど、フィナンシャル・ウェルビーイングの満足度が高い傾向が示されており、国民に対する金融経済教育による金融リテラシー向上が求められている。

金融経済教育は、全ての国民が生涯にわたって切れ目なく、主体的に受けられる環境の整備が必要である。企業年金・個人年金のプランスポンサーを含めて、国民や従業員・加入者への金融経済教育の機会の提供が求められる。国民の金融リテラシーの向上は、持続可能な超高齢化社会への対応にも繋がるものであり、フィナンシャル・ウェルビーイングの実現のための金融経済教育の充実が必要とされている。

## 1. はじめに

少子高齢化が進展する中、2024年公的年金財政検証結果での所得代替率は61.2%となり、今後も引き続き低下していくことが示されている<sup>\*1</sup>。また、近年、中小企業を中心に企業年金の実施割合も低下傾向にある<sup>\*2</sup>。一方、平均寿命の延伸により高齢期の生活期間は長期化し、必要生活費は増加する<sup>\*3</sup>。2023年以降、物価上昇に転じ、企業年金・個人年金もインフレに対応可能な水準を確保することが求められる。高齢期のウェルビーイング(Well-being)を確保するため、自らの金融リテラシーを高める金融経済教育の重要性が増している。

政府は、国民の金融リテラシー向上をサポートするため、2024年4月に「金融経済教育推進機構(J-FLEC)」<sup>\*4</sup>を設立し(同年8月から本格稼働開始)、官民一体となって金融経済教育の一層の推進を行おうとしている。

本稿では、このような国民に対する金融経済教育の環境変化を踏まえ、企業年金・個人年金がどのように金融経済教育と連携をするべきかについて考察する。

## 2. 日本の金融経済教育の歴史と体系

### 2-1. 金融経済教育の効果に関する先行研究

金融経済教育と金融リテラシーの関係性について、「金融経済教育が金融リテラシーを向上させる効果を持つ」というのが、多くの先行研究の示すところである。

北野(2012)<sup>\*5</sup>は、社会経験は金融リテラシーの向上に繋がっておらず、FP技能士への関心の違いで正答率が異なることを示した。浅井(2017)<sup>\*6</sup>は、金融関係科目を履修した学生の方が、金融知識が優位に高いことや、金融への関心が低い学生に対して、「インフレ・現在価値・分散投資等」に関するビデオを視聴させた結果、視聴前から視聴後に金融知識の変化がプラスに優位であることを示した。これは、金融に関心がない人に対しても、金融知識の学習機会を提供することで、金融知識の水準

(金融リテラシー)が向上することを示している。iDeCo 加入者の特徴について、佐々木(2020)<sup>\*7</sup>は、iDeCo 加入者は、「高い金融資産」「高学歴」「男性」「正社員」「企業年金加入者」であるとし、丸山(2021)<sup>\*8</sup>は、iDeCo 加入者は、「資金面で余裕がある人」「厚生年金被保険者」が優位であるとした。これらは、金融リテラシーが高い人が、iDeCo 等の資産形成手段を用いて自らの資産形成を実施している結果と考えられる。また、大野・林田(2023)<sup>\*9</sup>は、企業型 DC について、金融経済教育にプラスの効果があることを示した。

金融広報中央委員会「金融リテラシー調査の結果(2022年)」<sup>\*10</sup>では、金融知識と行動特性の関係性について、高リテラシー(第5階層)ほど、「金融教育を受けたと認識している人の割合」「緊急時に備えた資金の確保をしている人の割合」が高く、低リテラシー(第1階層)ほど、「金融教育を受けたと認識している人の割合」が低く、「老後の生活費の資金計画がない人の割合」が高い傾向を示した。

## 2-2. 日本における金融経済教育の体系

日本の金融経済教育は、当初、「①消費者保護の観点からの消費者教育」として始まり、その後、学校教育の一環として「②学校教育における金融経済教育(中学校・高等学校)」へと進展していく。一方、企業従業員に対しては、厚生年金基金の福祉事業として加入者に対する「③退職前世代への年金ライフプランセミナー(いわゆる、Pension Life Plan 研修、以後 PLP セミナー)」が行われてきた。また、2001年の確定拠出年金法の施行により「④DC加入者への投資教育」が DC 実施事業主の責務となった。このように、日本における金融経済教育は、「消費者保護の視点」「学校教育の視点」「従業員・加入者教育の視点」に分けられる。

## 2-3. 消費者保護の観点からの金融経済教育

国民に対する金融経済教育は、戦後の高度経済成長に伴い、消費者トラブルが社会問題として顕在化したため、1963年の国民生活向上審議会「消費者保護に関する答申」において、一般消費者への消費者教育と学校教育における消費者教育の強化が提言され、消費者保護に関する法律「消費者保護基本法」が1968年5月に制定されたことにより始まる。これは事業者を規制することで消費者を保護しようとするものであったが、その後、消費者を取り巻く経済社会情勢が大きく変化し、様々な怪しい投資話により多額の消費者トラブルが発生したため、2003年に国民生活審議会消費者政策部会の答申「21世紀型消費者政策の在り方について」では、消費者政策を大きく転換させ、保護の客体としての消費者から、自立した主体としての消費者を目指すべきであると提言された。

2004年6月に消費者の権利の尊重と自立支援を消費者政策の柱とする「消費者基本法」に改められ、消費者保護行政から消費者支援行政への転換のみならず、消費者保護の観点からは、消費者と事業者の情報格差を埋めるために消費者自身の知識の向上が求められると考え、消費者教育に関する規定の充実と、「消費者基本計画」の策定を国の責務とした。増加する金銭的な消費者トラブルを防止する観点から消費者教育の重要性が認知されたものである。

さらに、2009年には、消費者庁関連三法の審議過程で、消費者安全法において消費者教育が国・地方公共団体の責務であることが規定された。この時の付帯決議において、「消費者教育の充実」が明記されたため、大学教育における消費者教育の推進を図るべきとの考えから、2010年に消費者基本計画が改正され、大学生と社会人に対する消費者教育の充実が必要であるとして「大学および社会教育における消費者教育の指針」が策定、大学生および社会人に対する消費者教育が体系的に規定されることとなった〔図表1〕。

〔図表1〕大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)

(1) 消費者教育の目的	①消費者の権利の実現、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得・活用し、能力を育む
	②消費者市民社会の形成者として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする
	③日々の消費行動は、持続可能な社会を実現するための基本的な行為であることを認識し、新しいライフスタイルを主体的に選択し、創造できるようにする
(2) 消費者教育の目的を達成するための戦略	①生涯学習としての取組 ・幼児期から高齢期までの生涯にわたる消費者教育の必要性 ・消費者の特性(年齢・性別・障害の有無等)に応じた内容・方法による実施
	②学校、地域、家庭、職域その他との連携 ・多様な場における消費者教育に加え、相互の連携・協働による取組の充実が重要
	③持続可能な社会づくりへの視点

出所: 文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)」より筆者作成

また、消費者教育を充実するために、2012年「消費者教育の推進に関する法律(以下、消費者推進法)」(平成24年法律第61号)が施行され、2013年「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日)が閣議決定された。また、消費者教育推進法では「学校における消費者教育の推進」(第11条)について「幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(大学を除く学校基本法に規定する学校)の授業その他教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な措置を講じなければならない」と規定した。2020年7月に、「消費者基本計画」が再改正され、さらなる金融経済教育の推進が明示され、「消費者教育推進法」に基づき、自治体における取組みも強化された。このように、わが国の金融経済教育は、消費者の自立支援の観点から国民に対する正しい金融知識の取得促進が必要であるとの認識の下、実施されてきたものである。

## 2-4. 学校教育の視点からの金融経済教育

日本の学校教育(高等学校以下)における金融経済教育については、日常生活とも密接に関係する金融経済について、学校教育の中で学ぶ必要性が認知され、2006年に教育基本法が全面改正され、生活との関連を重視した内容に変更された。2007年に、金融広報中央委員会が「学校における金融教育推進のための懇談会」において、高校生までの「金融教育プログラム」(2007年、2015年3月改訂)をとりまとめた。2008年には、小・中学校の「学習指導要領」が改正され、金融経済教育の内容が充実されることとなった。小学校は2011年に施行され、中学校では2012年に施行された。2009年に

は、高等学校の「学習指導要領」も改正され、金融経済教育の内容がより充実されることとなった(2013年から順次施行)。

その後、「消費者教育推進法」の第 11 条に学校教育の機会の確保が規定されたことから、2021 年の中学校「新学習指導要領」への改定の際、「金融経済」に関する学習が追加されることとなった(「社会」金融の仕組みと働き)。2022 年 4 月には、高等学校「新学習指導要領」により「資産形成」に関する学習が追加、「公民科」で金融経済を通じた経済活動等の内容が、「家庭科」では経済管理と計画の重要性が追加された。

このように、学校教育においても、日常生活と密接に関係する金融経済教育の重要性が認知され、中学校・高等学校の授業として取り扱われるようになった。

## 2-5. 国民に対する金融経済教育の推進体制

2000 年 6 月、金融庁金融審議会答申「21 世紀を支える金融の新しい枠組について」の中で、金融経済教育を国の重要施策として位置付け、2005 年 6 月、金融庁「金融経済教育懇談会」を設置し、「金融経済教育に関する論点整理」を公表。その後、2012 年 11 月に金融庁「金融経済教育研究会」を設置、金融経済教育のあり方についての検討を行い、2013 年 4 月「金融経済教育研究会報告書」<sup>※11</sup>を公表し、知識の習得に加え行動面を重視するとともに、最低限習得すべき金融リテラシーを明確化して、4 分野、15 項目を明示した。これを基に 2014 年 6 月に、金融経済教育推進会議は「最低限身に付けるべき金融リテラシー」として、年齢層別に体系的(4 分野、15 項目)かつ具体的な内容をまとめた「金融リテラシーマップ」を公表した(2015 年 6 月改訂)。

金融経済教育の推進に関しては、1952 年に「貯蓄増強中央委員会」が設置、「都道府県貯蓄推進委員会」が各地で発足した。2001 年に、「貯蓄増強中央委員会」が「金融広報中央委員会」に名称変更され、各都道府県金融広報委員会、関係団体と連携し、金融経済教育を推進していくこととされた。2007 年には、金融経済教育を国民に親しみやすく浸透させるため、金融広報中央委員会の愛称を「知るぼると」に変更。さらに、2013 年 6 月に、金融経済教育推進会議は、諸課題への取組推進を目的に「金融広報中央委員会(知るぼると)」を事務局として設置、金融経済教育に必要な 8 つの項目「家計管理」「生活設計」「資産形成」「ローン・クレジット」「貯蓄」「保険」「年金・税金その他」「制度・ルール」<sup>※12</sup>を掲げて、これらに関する国民に対する情報を行ってきた。

## 2-6. 金融経済教育推進機構(J-FLEC)の新設

政府は、日本の家計金融資産(2024 年 9 月末で 2,179 兆円<sup>※13</sup>)の半分以上を占める現預金を投資に繋げ、個人の金融資産所得を増やしていくことが企業への成長投資となり、企業の成長により家計の金融資産所得がさらに拡大するという「成長と分配の持続的な経済の好循環」を生み出すことが重要であるとして、2022 年 11 月 28 日「資産所得倍増プラン」<sup>※14</sup>を公表した。「資産所得倍増プラン」は 7 本の柱から成り、第 5 の柱として「金融経済教育の充実」が掲げられ、資産形成の支援を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して国全体として推進すべく国家戦略と位置付けた。金融経済

教育の充実により国民の金融リテラシーを向上させ、家計の金融資産を投資に繋げ、資産所得の増加を通して日本経済の好循環を図ることを目的としている。

2023年11月29日「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和5年法律番号第79号)(以下、金サ法)」が公布、本法で「国民の金融経済教育の推進のため、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を取得し、これを活用する能力の育成を図るための教育及び指導を推進することを目的とする「金融経済教育推進機構」の設置が明記(第86条)され、2024年4月1日「金融経済教育推進機構(以下、J-FLEC)」が設立された。これまで国民に対する金融経済教育を担ってきた「金融広報中央委員会(知るぽると)」の業務はJ-FLECに引き継がれ、「金融広報中央委員会(知るぽると)」は解散。J-FLECの目的は「国民一人ひとりのフィナンシャル・ウェルビーイング<sup>\*15</sup>を実現するため、個人の多様性に即した金融経済教育を提供し、現在と未来の暮らしをより良くするための金融経済教育サービスの活用や資産形成の活用を支援すること」が明記され、主な6つの事業が行われている[図表2]。特定の金融機関の属さない者を対象にJ-FLEC認定アドバイザーとして、個人への個別相談や個人・法人・学校等への講師派遣等を実施し、国民の金融リテラシーの向上を目指している。学校教育の支援にも重点が置かれ、学習教材の提供や出張授業等が行われている。また、企業型DCにおける投資教育について、企業に対する支援策が重要と位置付けられている。

[図表2] 金融経済教育推進機構の事業内容(2024年8月事業開始)

事業内容	対象		
	個人	法人等	学校・教育
① 学校や企業、公民館等への講師派遣(出張授業)		○	○
② イベント・セミナーの無料開催	○	○	○
③ 個人への個別相談(家計管理、生活設計、資産形成等)	○		
④ 金融経済教育に関する学習教材の無料提供			○
⑤ 金融経済教育の研究を行う学校等の指定と助成等の支援			○
⑥ J-FLEC認定アドバイザーの認定・公表	○		

出所金融経済教育推進機構(J-FLEC)「J-FLECの事業概要パンフレット」より筆者作成

## 2-7. 金融経済教育推進体制の強化

前述の「金サ法」の中で、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針(以下:基本方針)」を策定することが規定(第82条)され、2024年3月15日に閣議決定された<sup>\*16</sup>。基本方針では「令和10年度末を目途に金融経済教育を受けたと認識している人の割合が米国並みの20%となることを目指す」とし、金融リテラシーマップを参考に公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等広範な観点から取り組むことが重要とされ、「消費者教育との連携」と「社会保障教育との連携」も明記された。さらに、「高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たす企業年金やiDeCoを含む私的年金等について、企業型DC実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援(講師派遣事業)と、私的年金等に関する広報活動」を行う事が明記された。

## 3. 海外における金融経済教育

### 3-1. 米国における金融経済教育の現状

海外における金融経済教育について、個人での資産形成を推進している米国と英国の事例を概観する。401k や IRA<sup>\*17</sup> 等、個人の資産形成が進んでいる米国の金融経済教育の歴史について、中江(2012)は次のように解説している<sup>\*18</sup>。

米国では、1980年代の預金金利自由化等の金融規制緩和の進展に合わせて、金融経済教育への積極的な取り組みが行われていた。1994年に制定された「米国教育法(Educate America Act)」では、金融教育を含んだ経済科目が挙げられた。

2003年に金融リテラシー向上を目的に「金融リテラシー教育改善法」が制定され、同法に基づき財務省を中心とした連邦政府機関の横断的組織として20省庁で構成された「金融リテラシー教育委員会」(Financial Literacy Education Commission、以下 FLEC)が設置され、基本使命が規定された〔図表3〕。

〔図表3〕米国金融リテラシー教育委員会(米国 FLEC)の基本使命

No	FLECの基本使命
1	政府及び門感部門の金融リテラシー向上の取り組みを促進
2	連邦政府による金融教育を調整
3	金融教育を推進するための国家戦略を策定
4	連邦政府の金融リテラシー及び教育プログラムの策定
5	金融リテラシー及び教育機関に関する情報について無料で利用できるホットラインの確立

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)p4より筆者作成

2006年に、FLECが「金融リテラシー向上のための国家戦略」を発表し、金融教育に関する課題や解決策、推進案などを提示した。これにより、政府機関及びNPO、民間会社による様々な段階に応じた投資教育の仕組みが構築されていく。

2010年に、国民の金融能力向上を目的に、金融能力に関する大統領諮問委員会(The President's Advisory Council on Financial Capability、以下 PACFC)が設置され、基本施策が示された。この主要施策のひとつに、学校での金融経済教育を位置付けている。

PACFCでは、上記主要施策を実施するために、分野別に4つの小委員会が設置されている。この中の若年層小委員会では、学生の金融経済能力を向上させるため、学校教育において年齢層ごとに身に付けるべき事項をまとめた金融教育の工程表“Money Milestone”を公表した。これは3歳～18歳までに学ぶべきことを年齢層5段階で20項目をまとめたものである。

2011年には、FLECが「金融リテラシーに関する国家戦略 2011 (National Strategy for Financial Literacy 2011)」を策定(4つの目標を設定)し公表した〔図表4〕。

〔図表4〕米国 FLEC による金融リテラシーに関する国家戦略 2011

項目	内容
ビジョン	個人と家族の持続的な金融健全性
ミッション	個人と家族が金融に関する判断ができるよう、政策・教育・実践・調査等において戦略的方向を定める
ゴール	○効果的な金融教育の認知とアクセス 個人と家族が金融リテラシーの重要性を認識し、金融教育の利用が可能であること
	○金融能力(Core Financial Competencies)の活用 個人と家族が様々なライフステージやライフイベントにおいて、情報に基づく適切な判断を行うための金融知識とスキルを定め、これらの能力に沿った教材やプログラムの活用
	○金融のインフラ改善 金融リテラシー及び教育実践者が提供するコンテンツ等について提供方法のガイドラインを策定し、情報の共有機会を促進
	○効果的な事例の確認と改善の共有 効果的なプログラム手法を見出すための調査を支援し、個人等に対して効果が検証されたプログラム手法を実施し、改善を促進

出所: 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012)」p5より筆者作成

米国における金融経済教育の実施主体は、非営利団体等が金融教育を担うケースが多く、例えば、非営利団体の「ジャンプスタート個人金融連盟(Jump \$tart Coalition for Personal Finance)」では、主に幼稚園から高校卒業までを対象とした金融経済教育を行っており、①金融に関する責任と判断、②収入と職業、③お金の管理と計画、④信用と負債、⑤リスク管理と保険、⑥貯蓄と投資、の6分野で構成されている<sup>※19</sup>。

FLECが提供する金融ポータルサイト”MyMoney.gov”では、様々な情報が集約されており、”MyMoney Five”と呼ばれる5つの場面(稼ぐ、貯蓄・投資、保障、支出、借入)についての「アクション、ヒント、情報源、リンク集等」が掲載されている。また、「出産、教育・訓練、結婚、住宅の購入、予期せぬイベント等」のライフイベントごとに、政府機関のウェブサイトやレポート、ガイダンス等のリンクページも設けられており、ローンや退職金、保険等の試算ツールや家計管理のためのワークシート等も提供されている<sup>※20</sup>。

### 3-2. 英国における金融経済教育の現状

英国でもISAやNEST等、個人の資産形成が推進されており、英国FSA<sup>※23</sup>は、2002年「金融知識向上グループ」(Financial Capability Steering Group)を発足し、「金融能力に係る国家戦略」(National Strategy for Financial Capability)を策定した。この国家戦略は、FSAが中心となり、政府、金融サービス産業および非営利団体等と協力して、国民の資産運用のための知識と理解を促すことを目的とし、①学校教育、②若年成人層の教育、③職場教育、④消費者とのコミュニケーション、⑤オンラインツールの活用、⑥新たに父母となる層の教育、⑦金融アドバイス、の7項目が掲げられた。2003年、国家戦略に基づく7つのワーキング・グループが設置、具体的な施策を検討した。

英国でも米国と同様に金融経済教育の実施主体は、非営利団体(NPO 法人)等が重要な役割を担っており、学校教育における金融教育においては、PFEG(Personal Financial Education Group: 個人向け金融教育グループ)<sup>\*24</sup>が中心的な役割を担っている。PFEGは、小学校向け(プライマリースクール、5歳~11歳)、中学校向け(セカンダリースクール、11歳~16歳)、高等学校向け(16歳~19歳)の教材の提供やコンサルティングサービスの提供などの一元的な窓口となっている。このように、英国においても、国民に対する体系的な金融経済教育が進められており、小学校から高等学校まで年齢階層に応じた教材とカリキュラムが提供されている。

また、英国では2030年を見据えて国民のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上に向けた国家戦略を進めている。国家戦略では、社会人向けの取り組みとして、「定期的な貯蓄の促進」「借入の適切な管理」「債務相談へのアクセス」「ライフプランの理解」等が設定されている。英国政府内の独立機関であるマネー・ペンションサービス(MaPS)<sup>\*25</sup>が推進しており、ポータルサイト”MoneyHelper”では、「公的給付制度、生活費、出産・介護、就労、住宅、年金と退職後の生活、金銭トラブル」など人生のステージに合わせた金銭に関する情報を発信している。また、利用者が入力した収入・支出金額を基に支出が収入に収まっているかを計算するとともに、簡単なアドバイスを表示する予算策定ツールや、オンライン・電話・対面での無料の相談窓口”Pension Wise Appointment”も提供している。

職域におけるアドバイスを推進するため、2017年に年金に関わる従業員教育を推進する雇用主に対する税制優遇措置が行われ、雇用主が従業員に対して提供する年金アドバイスについて、事業会計年度当たり一人500ポンドを福利厚生費用として所得控除することができ、従業員は年金に関連する金融全般・税金に関するアドバイスを受けることが可能である<sup>\*26</sup>。

## 4. 金融経済教育と企業年金・個人年金との連携強化

### 4-1. DC投資教育対象範囲の拡大による金融経済教育の推進

これまで、日本の金融経済教育の歴史を振り返り、その課題を見てきた。課題のひとつは、小学校から大学までの学校教育における金融経済教育であるが、本稿では、もうひとつの課題である社会人への金融経済教育について考察する。

2001年に確定拠出年金(以下、DC)が新たな私的年金として創設され、DCは資産運用を加入者自らが言い、その運用リスクも自らが負うため、DC法第22条に「事業主は、企業型年金加入者に対し、運用の指図に資するため資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない」と規定された。さらに、2018年には加入時だけでなく、その後も定期的に投資教育を実施することが事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更された(2018年5月1日施行)。投資教育の際に加入者に周知すべき事項は、DC法令解釈通知「第3. 資産の運用に関する情報提供に関する事項」の、「3(3)具体的な内容」の中に規定されており、大きく4項目で、(1)確定拠出年金制度等の具体的な内容、(2)金融商品の仕組みと特徴、(3)資産の運用の基礎知識、(4)確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計、である。なお、(4)の内容については、2020年に見直しが行われ、

一般的な内容ではなく、個人の生活設計(自身の就労状況の見込み)を踏まえた老後の資産形成の計画等を説明することが必要となっています(2020年10月1日施行)。

しかし、継続投資教育の実施率を見ると79.45%(2022年)<sup>※27</sup>と、十分に実施できていない状況が見受けられる。そのため、事業主は投資教育の意義を再認識し、着実に実施することが求められる。また、個人型DC加入者に対しても、投資教育の継続的な実施が必要である。場合によっては、継続投資教育の「義務化」への変更も必要かもしれない。

臼杵(2024)<sup>※28</sup>は、米国の調査研究結果より、「投資教育の内容については、一度にあまり多くの内容を盛り込まず、いくつかの重要な点に絞り、わかりやすく説明することが必要」であり、「教育の方法についても、①個別のニーズに応じて相談できる体制を整えること、②セミナーの後に従業員同士、コミュニケーションを取らせること、③定期的に繰り返し実施する」ことの重要性を述べている。効果的な実施方法が必要とされる。

また、DC投資教育はDC加入者に対して実施されるものであるが、国民全体で見た場合、DC加入者は、企業型DCが830万人、個人型DC(通称iDeCo)が328万人(2024.3末)で、DC全体では約1,158万人(重複加入者は考慮せず)となり、国民年金被保険者6,745万人(2024.3末)<sup>※29</sup>の約17%に過ぎない。DC投資教育はDC加入者以外にも有意義な内容であり、DC未導入企業や第1・3号被保険者に対しても、投資教育の機会を提供できるような仕組みの整備ができれば、日本の金融経済教育は格段に向上するものと考えられる。

DC未導入企業等に対しては、J-FLECの枠組みや金融機関等を含む外部機関による投資教育の実施サポート等が考えられ、第1・3号被保険者に対しては、J-FLECの枠組みの他、地方自治体と金融機関等の連携による投資教育セミナーの実施が考えられる。全ての国民が投資教育を受けられる体制作りが求められる。

#### 4-2. PLP (Pension Life Plan) セミナーの拡充による金融経済教育の推進

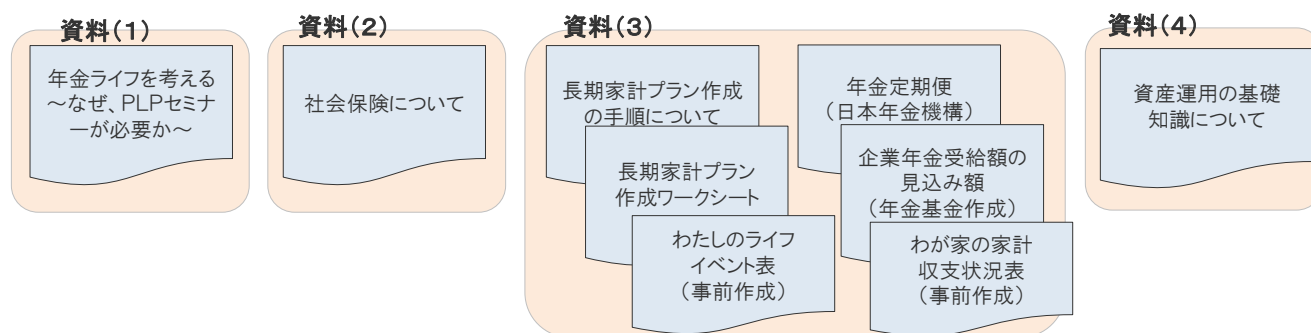
PLPセミナーとは、“Pension Life Plan”研修、すなわち、年金生活における生活設計についての研修である。主に企業または年金基金が、退職直前世代(50歳台後半)の従業員・加入者に対して福利厚生施策のひとつとして実施している。

PLPセミナーの内容(カリキュラム)は、企業や年金基金によって様々ではあるが、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構が実施しているカリキュラムの実施事例を示す。最初にPLPセミナーの意義を説明し、退職後の社会保険制度の基礎知識、企業年金の受給見込み額、退職後の年金生活期間における長期家計プランの作成(将来の生活収支シミュレーション)、資産運用の基礎知識等の説明を行う[図表5]。

筆者も当財団のPLPセミナー講師認定を受け、PLPセミナー講師を担当しているが、受講者に退職後の家計収支シミュレーションを作成してもらおうと、退職後の単年度収支がマイナスとなり、貯蓄資産が

将来枯渇する受講者が多く見受けられる。その場合は、退職後の生活設計について家計収支がマイナスとならないよう見直しをしていくこととなる。受講者からは、「PLP セミナーをもっと若い頃に受けたかった」との声が多く、受講して初めて、将来の生活設計の大切さを認識するようである。

〔図表 5〕PLP セミナーの概要



出所:公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構主催の「PLP セミナー」(2024)より筆者作成

しかし、実際の PLP セミナーの実施率を見ると、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「第7回 サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」(2022)では、PLP セミナーを受講したことがある人は、わずか4.1%、知っている人は14.9%に留まっている。また、独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業における福利厚生施策の実態調査」(2020年7月)でも、PLP セミナーの実施率は5.1%である(PLP セミナーの実施有無は、従業員規模が大きい企業ほど実施率が高く、従業員300人以上では約2割の企業で実施)。

そのため、PLP セミナーの受講機会を拡大することが必要となる。対象者を企業年金がない従業員や企業勤務者以外の者まで含めて、国民全体に対して PLP セミナーを幅広く提供していくことが必要と考える。具体的には、J-FLEC による職域での PLP セミナーや、地方自治体による企業勤務者以外への PLP セミナーの実施が考えられる。場合によっては、DB 実施企業には PLP セミナーの実施を義務付けることも考えられるかもしれない。また、新たに「PLP セミナーの講師認定制度」などを新設することによる、PLP セミナー実施体制の整備を推進することも考えられる。

PLP セミナーの内容については、各年齢階層に応じ、整備・充実していく必要がある。各年齢階層に応じて必要な社会保険の基礎知識(年金・医療・介護等)や資産形成の基礎(投資の基礎知識・金融商品の種類等)等について金融リテラシーマップを基に体系的に整備していく事が必要と考える。若い頃から生活設計を考えるきっかけを作り、自らの生活設計を定期的に見直す習慣付けが必要である。

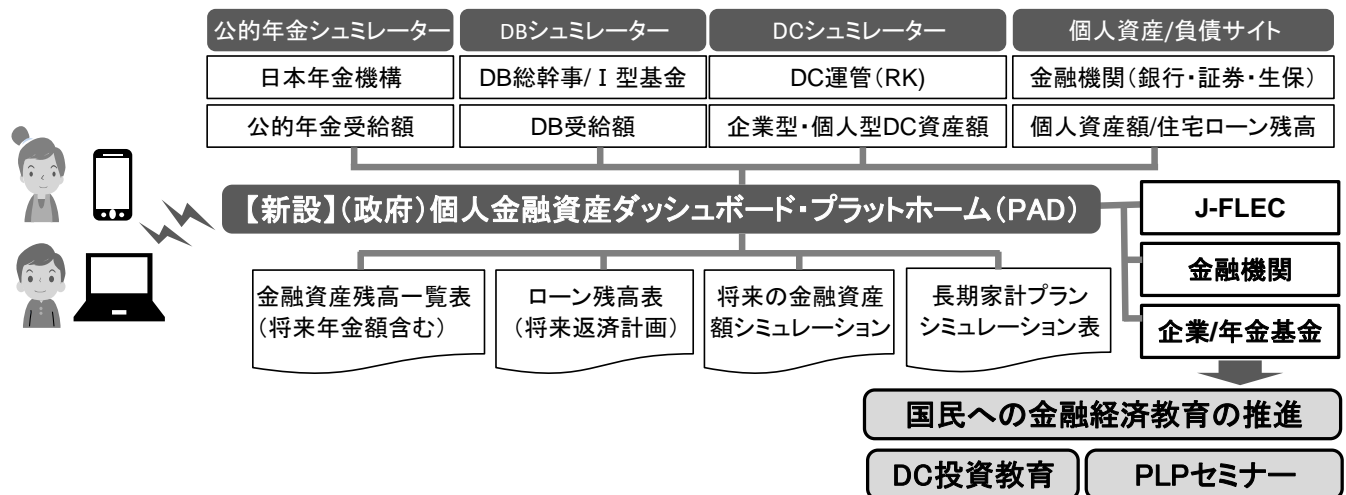
#### 4-3. 個人金融資産ダッシュボード<sup>\*30</sup>の新設による金融経済教育の推進

金融リテラシーを高める上で必要なことは、自らの資産状況を「見える化」することである。将来受給できる公的年金・私的年金の受給額を把握し、将来の生活に必要な資産額をシミュレーションし、そのために必要な積立を行っていく必要がある。

現在すでにある公的年金受給見込み額が把握できる「公的年金シミュレーター」とともに、DC については各運管 (RK) サイトで個人別金融資産残高が確認可能である。これらに加えて各受託機関による「DB シミュレーター」の開発とともに、各金融機関のサイト等で参照できる預金・株式・債券などの個人金融資産と住宅ローンなどの個人負債額をまとめて見られる「個人金融資産ダッシュボード・プラットフォーム (Private Assets Dashboard: PAD)」の新設が求められる。

例えば、国がプラットフォームを作成し、各企業・DB 受託機関又は I 型年金基金、DC 運営管理機関 (RK)、各金融機関が情報を連携するシステムを構築。さらに、個人金融資産ダッシュボード・プラットフォームから現在の資産残高と将来受給できる公的・私的年金残高一覧や現在の負債残高一覧を作成できる機能や、生活収支シミュレーション表や将来の長期家計プランシートを作成できる機能を付ける。これにより、個人の金融資産額の見える化が可能となり、さらには将来生活設計のためのシミュレーションも可能となる。さらに、これらの資料を基づいて J-FLEC・各金融機関による金融経済教育の推進や、企業・年金基金による DC 投資教育の充実や PLP セミナーの拡充により、国民や従業員・DB・DC 加入者に対する金融経済教育のより一層の推進に繋がるものと考えられる〔図表 6〕。

〔図表 6〕個人金融資産ダッシュボード・プラットフォーム (PAD) 新設の私案



出所:筆者作成

## 5. おわりに

今後、わが国の平均寿命はさらに延伸し、いよいよ人生 100 時代の到来を迎えることとなる。高齢期の生活期間が長期化することにより必要な生活資金も増加し、資産の枯渇リスクを防ぐための経済基盤の充実が求められる。退職後の生活の質 (QOL) の維持するためには、経済基盤を確保する必要があり、金融リテラシーを高めることが重要である。

誰でもが自ら主体的に金融経済教育を受けられる環境整備と、就業状況等に関係なく金融経済教育を受けられる仕組みが必要である。全ての国民が生涯にわたって切れ目なく金融経済教育を受けら

れる機会を提供し、国民の金融リテラシーを向上させ、国民のフィナンシャル・ウェルビーイングの高めることが、持続可能な超高齢化社会への対応にも繋がると考える。

なお、本稿のうち意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添える。

- ※1 厚生労働省(2024)「第16回社会保障審議会年金部会」(2024年7月3日)資料1  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001270562.pdf>)
- ※2 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」(2023年10月31日)  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/dl/gaikyou.pdf>)
- ※3 総務省(2024)「家計調査報告[家計収支編]2023年(令和5年)平均結果の概要」(2024.2.7)によると65歳以上の夫婦のみの無職世帯(夫婦高齢者無職世帯)の生活費の月額不足分は37,916円であり30年間の合計不足額は約1,368万円となる  
([https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies\\_gaikyo2023.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2023.pdf))
- ※4 J-FLEC(Japan Financial Literacy and Education Corporation)は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和5年法律番号第79号)」(2023年11月29日)に基づき、2024年4月に設立された認可法人で、幅広い年齢層に向け、国民各々のニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目的としている。米国の「金融リテラシー教育委員会」Financial Literacy Education Commission(FLEC)“を参考に付けられた。
- ※5 北野友士(2012)「金沢星稷大学における金融リテラシー調査」『金沢星稷大学論集』第45巻第3号(平成24年3月): pp.11-24  
([https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e\\_ronsyu\\_pdf/No119/11p\\_24p\\_kitano119.pdf](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e_ronsyu_pdf/No119/11p_24p_kitano119.pdf))
- ※6 浅井義裕(2017)「金融教育は有効なのか?—日本の大学生を対象とした一考察—」『生活経済学研究』Vol.46(2017.9): pp.11-24  
([https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46\\_11/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46_11/_pdf))
- ※7 佐々木一郎(2020)「イデコと老後の年金格差」『年金と経済』公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 39(3): pp.16-22
- ※8 丸山 桂(2021)「中年未婚者のiDeCo加入に関する実証分析」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.15: pp. 2-16 ([https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN15\\_02.pdf](https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN15_02.pdf) ,2023.12.7)
- ※9 大野裕之・林田実(2023)「確定拠出年金と金融教育- Causal Forest による解析 -」『東洋大学 経済論集』48巻2号, 2023年3月: pp.1-29 ([https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/14663/files/keizaironshu48-2\\_001-029.pdf](https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/14663/files/keizaironshu48-2_001-029.pdf))
- ※10 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年の結果」p16,図表40(2022年7月5日)  
([https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy\\_chosa/2022/pdf/22literacyr.pdf](https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2022/pdf/22literacyr.pdf))
- ※11 金融庁「金融経済教育研究会報告書」(2013) ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryoku/20130605/07.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/20130605/07.pdf))
- ※12 金融広報中央委員会(知るぽると)「暮らしとお金」(<https://www.shiruporuto.jp/public/knowledge/>)
- ※13 金融庁(2024)「2024年第3四半期の資金循環(速報)」(2024.12.18) (<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>)
- ※14 内閣官房(2023)「所得倍増プラン」(2023.11.28) ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf))
- ※15 自らの経済状況を把握し、必要な経済選択をすることにより、経済的な幸せを実現し、現在及び将来に亘って安心感を持って生活できている状態
- ※16「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」(2024年3月15日閣議決定)  
(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240315.html>)
- ※17 IRA(Individual Retirement Account)は、1974年に制定された「ERISA法」により、自助努力により資産形成することを支援する目的で創設された個人退職勘定制度。当初は企業年金でカバーされない自営業者・小規模被用者に対して税制上の優遇措置として税の恩恵のある退職貯蓄口座を提供し、401k等の口座保有者の転職に際しての資産の受け皿として提供したが、1981年の税制改正で、企業年金制度に加入している人も含めて全ての被用者(公務員も含む)が加入対象となった
- ※18 中江俊「米国の学校における金融教育の動向」(2012) ([http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101\\_1.pdf](http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf))

- ※19 中江俊「米国の学校における金融教育の動向(2012) ([http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101\\_1.pdf](http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf))
- ※20 大和総研コンサルティング(2024年)「諸外国の金融教育戦略における社会人・職域向けの取組について」(2024年2月) ([https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023\\_theme\\_research.pdf](https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023_theme_research.pdf))
- ※21 ISA (Individual Savings Account) は、国民の貯蓄を推奨する施策として PEP (個人持ち株計画: 1987年導入) と、TESSA (非課税特別貯蓄口座: 1991年導入) を統合し、1999年に導入された制度。導入当初は 2009年までの時限措置であったが、2008年に恒久化された。日本の NISA の元となった制度
- ※22 NEST (National Employment Saving Trust: 国家雇用貯蓄信託) は、低所得者層について私的年金への加入が進まず、老後に備えた個人の貯蓄不足が懸念されることから、2008年年金法(The Pensions Act 2008)により、2012年10月に私的年金加入を促進するため導入された確定拠出型の個人勘定年金制度
- ※23 金融業界を一元的に規制・監督する権限が付与されている機関で、2000年金融サービス・市場法は、FSAに対して、金融システムに対する公衆の理解向上に対する法的責任を負わせた
- ※24 青少年向けの金融知識教育を目的とする中立的な非営利団体であり、学校における金融教育の枠組みの策定や学校教育で利用できる教材パッケージの無償提供、教育関係者向けのフォーラムの運営等のほか、民間企業による学校教育への協力についてのガイドラインを策定するなど、学校教育における金融分野の教育を支援する活動を行っている
- ※25 MaPS とは、国民に対する金融経済教育を効果的な手法で実行すべき組織として、2018年の法律改正により設立され、2019年4月に設立された。英国雇用年金省が監督官庁であり、家計能力や債務相談については財務省とも協働している
- ※26 大和総研コンサルティング(2024年)「諸外国の金融教育戦略における社会人・職域向けの取組について」(2024年2月) ([https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023\\_theme\\_research.pdf](https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023_theme_research.pdf))
- ※27 企業年金連合会(2024)「2022年度決算確定拠出年金実態調査結果(概要版)」(2024年3月25日) ([https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc\\_chosa\\_kessan2022\\_1.pdf](https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_chosa_kessan2022_1.pdf))
- ※28 臼杵政治(2024)「米国から学ぶ成功する投資教育の条件」『ニッセイ年金ストラテジー2024年08月05日』 (<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79216?site=nli>)
- ※29 企業年金連合会(2024)「企業年金に関する基礎資料(令和6年度版)」(2024年12月)
- ※30 ダッシュボード(Dashboard)とは、元々は自動車の計器盤のことで、各種情報をまとめて表示することで、見やすく分かりやすくなったツールを意味することば

## 参考文献

- 浅井義裕(2017)「金融教育は有効なのか? - 日本の大学生を対象とした一考察 -」『生活経済学研究』Vol.46(2017.9): pp.11-24 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46\\_11/pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/seikatsukeizaigaku/46/0/46_11/pdf), 2025.2.7).
- 臼杵政治(2024)「米国から学ぶ成功する投資教育の条件」『ニッセイ年金ストラテジー2024年08月05日』 (<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79216?site=nli.2025.2.7>).
- 大野裕之・林田実(2023)「確定拠出年金と金融教育-Causal Forest による解析-」『東洋大学 経済論集』48巻2号, 2023年3月: pp.1-29 ([https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/14663/files/keizaironshu48-2\\_001-029.pdf](https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/14663/files/keizaironshu48-2_001-029.pdf), 2025.2.7).
- 北野友士(2012)「金沢星稜大学における金融リテラシー調査」『金沢星稜大学論集』第45巻第3号(平成24年3月): pp.11-24 ([https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e\\_ronsyu\\_pdf/No119/11p\\_24p\\_kitano119.pdf](https://www.seiryu-u.ac.jp/u/research/gakkai/ronbunlib/e_ronsyu_pdf/No119/11p_24p_kitano119.pdf), 2025.2.7).
- 金融経済教育推進機構(J-FLEC)「J-FLECの事業概要パンフレット」 (<https://www.j-flec.go.jp/about/organization/>, 2025.2.7).
- 金融広報中央委員会(2023)「金融リテラシーマップ」(2023年6月改訂版) (<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy/>, 2025.2.7).

- 金融庁(2013)「金融経済教育研究会報告書」  
([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/20130605/07.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130605/07.pdf) ,2025.2.7).
- 金融庁「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」(2024年3月15日閣議決定) (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240315.html> )
- 佐々木一郎(2020)「イデコと老後の年金格差」『年金と経済』公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 39(3): pp.16-22. 菅谷和宏(2021)「サラリーマンの生活と生きがい(資産形成と生きがいの関係):第7回『サラリーマンの生活と生きがいに関する調査』の調査結果」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal『年金研究』No. 19: pp.84-99 ([https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19\\_84.pdf](https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_84.pdf) ,2025.2.7).
- 菅谷和宏(2023)「金融経済教育の現状と今後の在り方～学校教育から投資教育・PLP セミナーまで～『生涯を通じた金融経済教育の充実について』『老後資産形成に関する継続研究会報告書』公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, R05-2: pp.272-300 (<https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/R05-02.pdf> ,2025.2.7).
- 全国銀行業協会(2008)「金融経済教育の一層の充実に向けて」(2008年2月)  
([https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229_1.pdf) ,2025.2.7).
- 大和総研コンサルティング(2024年)「諸外国の金融教育戦略における社会人・職域向けの取組について」(2024年2月) ([https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023\\_theme\\_research.pdf](https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023_theme_research.pdf) ,2025.2.7).
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2020)「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」(2020年7月)  
(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/documents/203.pdf> ,2025.2.7).
- 中江俊(2012)「米国の学校における金融教育の動向」  
([http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101\\_1.pdf](http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf) ,2025.2.7)
- 西村隆男(2014)「消費者教育推進法逐条解説」(2014年3月)  
(<https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/766241.pdf> ,2025.2.7).
- 平河茉璃絵・山本進(2021)「第7回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査:調査結果の概要及び男女別・年齢階層別比較」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.19: pp.314-380  
([https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19\\_314.pdf](https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN19_314.pdf) ,2025.2.7).
- 福沢隆雄(2019)「アメリカの投資教育と株式投資の質問」  
([https://mon-ja.net/191009-01\\_usa-financial-literacy/](https://mon-ja.net/191009-01_usa-financial-literacy/) ,2023.12.7).
- 藤原翼(2023)「学校の金融経済教育をどのようにサポートすべきか～米国の事例から探る～」大和総研  
([https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20230613\\_023846.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20230613_023846.pdf) ,2025.2.7).
- 丸山 桂(2021)「中年未婚者の iDeCo 加入に関する実証分析」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, WEB Journal 年金研究 No.15: pp. 2-16 ([https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN15\\_02.pdf](https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN15_02.pdf) ,2025.2.7).
- 文部科学省(2011)「大学等及び社会教育における消費者教育の指針(概要)」  
([https://www.mext.go.jp/content/1406854\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1406854_03.pdf) ,2023.12.7).
- 文部科学省(2018)「高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)」  
([https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_6\\_1\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_3.pdf) ,2025.2.7).
- 内閣官房(2023)「所得倍増プラン」(2023.11.28)  
([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf) ,2025.2.7)
- 吉野隆之(2020)「英国 The Money & Pensions Service が「健全な家計のための英国の戦略 2020-2030」を公表」(2020年5月12日) ([https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr\\_r02\\_03.pdf](https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r02_03.pdf) ,2025.2.7).

- 森駿介(2022)「海外の金融経済教育における職域での推進と取組の検証」大和総研  
([https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20221124\\_023422.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/education/20221124_023422.pdf) ,2025,2,7) .

# MUFG資産形成研究所について

わが国では人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、さまざまな環境変化が起こっています。これらの環境変化に伴い、国民の自助努力による資産形成がますます求められる時代となりました。

このような状況下、当研究所は資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにし、長寿化に伴う資金枯渇を防ぐためにはどうすれば良いのか等、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

MUFG資産形成研究所: [www.tr.mufg.jp/shisan-ken/](http://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/)



## MUFG資産形成研究所

現役時代から退職後の時代までを対象に、資産形成・資産運用に関する調査・研究、レポート作成など、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

### 論文・レポート

当研究所の論文・レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/report/>

### 調査・研究

当研究所の調査・研究レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/research/>

### MUFG資産形成研究所メールマガジン登録フォーム



レポート公開等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

[メールマガジンのご登録フォーム](#)

※メールマガジン登録フォームはスパイラル株式会社の「スパイラル」を利用しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社

資産形成推進部

〒100-8212

東京都千代田区丸の内 1-4-5

[www.tr.mufg.jp/shisan-ken/](http://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/)

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。